

1. 概要：スポーツ庁委託事業 令和7年度「令和の日本型学校体育構築支援事業」における授業協力者指導充実・資質向上講習会講師を対象に、講習内容の伝達を行うとともに指導法等の実技研修を行う。
2. 参加者：各都道府県剣道連盟の講師代表1名 厚木 中村が参加
資料 参加者名簿
3. 開催期間：令和7年9月22日(月)～23日(火・祝)
4. 会場：日本武道館研修センター
5. 報告
※ 資料は、サイズが大きいので、
https://drive.google.com/drive/folders/1SqcA_jgVKVE8AzQ-V04PKAS7S2kd8Qf-A
に置きました。お手数ですが、ダウンロード出て頂ければと思います。

1 日目

13:30～13:35	開講式・挨拶	真砂会長
-------------	--------	------

真砂会長も今回が初めての参加ということでした。

13:35～13:55	挨拶 全日本剣道連盟の現状・課題 ・コンプライアンス ・ハラスメント防止リーフレット等	中谷副会長兼専務理事
-------------	---	------------

資料1 全剣連の現状・課題

基本的にコーディネータの中央オリエンテーションと同じ内容とのことであった。

大会・講習会

令和8年5月 第1回 アジア・オセアニア大会 東京都武道館開催

剣道人口の減少

高体連の資料に元に、平成15年度→令和6年度の生徒の減少が23.4%に対して剣道は、53.4%減少で、自然減の2倍程の減少に対して。例えば弓道は2%減にとどまっている。また、バドミントンは20%増である。剣道人口の減少は、少子化だけではない。

なくなる不祥事

年々増加傾向にあり、令和7年度もすでに30件程度で、匿名ではなく実名による告発が増えており、深刻な事案が多くなっている可能性がある。

その他の配布資料は、

- 資料 1-1 このガイドラインを見たことが無いという人もいるとのこと
- 令和 7 年度 行事日程表
- 剣道世界大会応援クラブ のチラシ
- 剣道やろうよ のチラシ
- ハラスメント しない させない 許さない のリーフレット

13 : 55～14 : 35	『新中学校学習指導要領に準拠した安全で効果的な剣道授業の展開：ダイジェスト版第 4 版（改訂版）』 ・授業協力者に求められること ・学習指導要領の重点事項 ・特別な支援を必要とする生徒への配慮について	軽米講師
-----------------	--	------

資料 2 剣道授業の展開

資料 2 - 1 令和 7 年度「授業協力者指導充実・資質向上講習会」 説明要旨

講義内容は、資料に沿ったものである。

平成 24 年度から武道が必須となった

要因 1 教育基本法の改正（平成 18 年）

「日本の伝統文化と文化教育の充実」が図られた

要因 2 保健体育科の全領域において基本的な「知識、技能」を習得させること

体育分野の指導内容を、小 1～高 3 までの 12 年間とし、中学校で武道がある。

武道の特徴として、小 6 までは全く体験せずに、中学校で初めて体験する。

授業協力者には、

- 1 学校の理解
- 2 生徒の理解
- 3 立場と役割
- 5 学校との連携
- 5 適切な指導のありかた

が求められる。

14 : 45～15 : 15	実技：剣道授業における楽しい動機付け	山神講師
-----------------	--------------------	------

ここから実技になる。

資料 3 剣道指導の実際

資料 3 - 1 剣道の楽しい動機付け

生徒が主体的に学ぶ授業づくり

伝統的な行動の仕方

立礼 30 度と 15 度の礼

座礼 左座右起 跪居

楽しい動機付け

手刀で手拭とり

剣道じゃんけん など

これらは、資料3-1のQRコードから見る事が出来る。

実際にペアを組んで、体験した。

大きな声、相手の目を見る、かっこいい（美しい姿勢）

15:15~15:40	実技：基本動作「剣道に必要な動きづくり」	軽米講師
-------------	----------------------	------

資料3 剣道指導の実際 P7~

手刀による足さばき（実技）

対面で指導する場合、生徒が前の時は、指導者が後ろ。生徒が後ろ時は、指導者が前という風に動く。また、発生は指導者が「前」の指示を出したら、「ヤー」の発声をしながら生徒は前に動く。後ろ、右、左も同様である。

ポイントは、

指導者は、対面でも生徒と距離を保って移動（前後、左右の動きが逆になる）

号令のあと、生徒も発声する

その後、すり足での面打ち、小手打ち、胴打ち、踏み込み足を使った面打ち、小手打ち胴打ちを行った。いずれも空間打突。

やり方は、「ヤー」「ヤー」「ヤー」で前にすり足で3歩進み、面等を打つ。踏み込み足で打ち抜けたら「残心」の発声と共に振り返り、次の小手打ちをして残心、次は胴打ちをして残心など、剣道の基本動作を行う。

15:50~16:25	実技：剣道具のない授業例 礼法・竹刀を活用した授業例	軽米講師 岩脇講師
-------------	-------------------------------	--------------

2024年12月の、県主催の授業協力者養成講習会とほぼ同じ内容だった。竹刀で面、小手、胴を受けるものである。

今回、構えの剣先の高さを矯正する指導方法として、

最初に竹刀を床と水平にして、そこから剣先をちょっと上げる。

→ 剣先を下げて胸のあたりの高さまで、の指導をすると、剣先が頭の上になる子供が多い。

面打ちの導入として、相手が頭上に上げた竹刀に、振りかぶった自分の竹刀を落とすということから入り、次に、自分の竹刀が相手の竹刀にあたる時に、竹刀をぎゅっと握る。

→ 竹刀を振るとどうしても最初は右手主導になる生徒が多い。

※この2つを、次の剣道授業でやってみた。

構えについて、剣先の高さが修正された生徒が多く、効果の高さを感じた。

面打ちの導入は、体育の教師から「剣道らしくなってきましたね」と好意的な感想を頂いた。

16：25～17：05	実技：剣道具のない授業例 ・竹刀を活用した授業例（リズム剣道） —主体的・対話的で深い学び：ICT活用の実例—	岩脇講師 山神講師 軽米講師
-------------	---	----------------------

2024 年年 12 月の、県主催の授業協力者養成講習会と同じ内容だった。AKB「365 日の紙飛行機」に合わせて、面、小手、胴を打つもの。

面、小手、胴を打ったら、そのまま曲にのせて交代する。1 曲、やり切った。

17：15～18：00	実技：剣道具のある授業「攻防の楽しさ」・剣道具の簡易な着装 ・基本技及び面抜き胴の段階的指導・技の出来映えの判定試合 ・面抜き胴の判定試合・自由練習（攻防の制限）	山神講師 軽米講師
-------------	---	--------------

これも 2024 年 12 月の、県主催の授業協力者講習会と同じ内容だった。

今回は、面抜き胴の判定。5 人一組で、演武者 2 人と、審判 3 人（気 大きな声 剣 打突部で打突部位を捉える 体 姿勢）のカードをもち、それぞれがよかったか？を判定するもの。

また、どちらの演武者がよりよかったかの判定試合も行った。

2 日目

8：20～8：40	・剣道指導における安全指導・衛生管理について	百鬼講師 軽米講師
-----------	------------------------	--------------

資料 4 剣道指導における安全・衛生管理について

資料 4－1 資料 4 の補足資料（用語・グラフなど）に基づいて講義



資料 4 の P 1 の写真（竹刀が変形して面を打突している）がすべてを物語っているとのこと。中学校武道必修化第 6 回アンケートで、重篤な事故はない。

剣道で発生した重大事故例

死亡事故 1977 年西ドイツ 相手の竹刀が裂け、目を貫通して脳に達した

眼部傷害 1982 年 竹刀が割れ、目に刺さった

頸部傷害による死亡事故 1987 年 面打ちの練習中に竹刀の破損による
同年、指導者の突きが原因と思われる脳梗塞

熱中症死亡事故 2009年 稽古中に熱中症による死亡事故
竹刀の保守管理を怠ったその他の重大事故例もある。

なお、中学・高校の剣道体育的部活動中における傷害は、足・足指部が多い。

資料4-1のP3に2019～2014に発生した死亡・傷害事例がある。

8:40～9:10	・スポーツ庁令和6年度「令和の日本型学校体育構築支援事業」 の成果報告と課題及び令和7年度の概略説明	軽米講師
-----------	---	------

資料5 令和の日本型学校体育構築新事業 に基づいて講義

資料5-1 アンケートの依頼 授業協力者活用中学校(1校)

スポーツ庁 令和6年度事業「令和の日本型学校体育構築支援事業」
多様な武道等指導の充実及び支援体制の強化 行程図 に従い実施
詳細は、資料5 P1～P6

スポーツ庁 令和7年度事業「令和の日本型学校体育構築支援事業」
多様な武道等指導の充実及び支援体制の強化 行程図 に従い実施予定
詳細は、資料5 P6～P7

アンケート調査依頼がある、
資料5-1

9:10～9:30	・中学校部活動の地域展開について(石川県の事例)	岩脇講師
-----------	--------------------------	------

資料6 中学校部活動の地域展開について

資料6-1 武道指導の現状と課題・対策

資料6-2 兵庫県明石市 剣道連盟の地域移行(展開)の取り組み

資料6-3 学校部活動と地域連携による地域活動の違い対比表
責任の所在、報酬などが記載されている

石川県小松市(資料6 P3～P5)

市のモデル競技として先行実施

市、市教育委員会、市剣道協会の三者が連携

小松桜木剣正会(剣道教室)が受け皿となり、月2, 3回のペースで実施(土曜の午前中)

会津若松(資料6-1)

平日は今まで通り教員が行う

週末は地域の複数の指導者により合同稽古

遠隔地の学校については、総合型地域スポーツクラブ、地区体育連盟NPO法人の協力

明石市(資料6-2)

集合型(剣道連盟主催の合同稽古) 10校

場所は市立体育館4回 学校体育館8回

年間 12 回実施

派遣型（剣道連盟が派遣する地域・民間指導者が指導） 2 校

場所は学校武道場

月 2～3 回 年間 35 回実施予定

会津若松、明石市 とともに教育員会に剣道の理解者がおり地域移行を進めた。

資料 6－3 に、学校部活動と地域連携による地域活動の違い対比表

9：40～9：55	・授業協力者を活用した公開授業報告 ・島根県・群馬県・東京都	島根代表 群馬代表 東京代表
-----------	-----------------------------------	----------------------

資料 7 授業協力者活用実践校 公開授業開催一覧

資料 7－1 島根県剣道連盟 中学校保健体育剣道公開授業結果

資料 7－2 授業協力者活用実践校（練馬区立光が丘第二中学校）公開授業報告

資料 7－3 群馬県剣道連盟 鬼石中学校の武道（剣道）の公開授業について

それぞれの剣道連盟の方から、資料に基づいた説明があった。

なお、資料 7 の公開授業一覧の順番を見ると、神奈川県には、来年か再来年の公開授業の打診があると思われる。

9：55～10：35	・各都道府県の現状と課題について ・9 ブロックごと発表	全員
------------	---------------------------------	----

関東ブロックでそれぞれの県の報告があり、以下に纏める

1 現状について

授業協力者の高齢化

最初に登録してから 10 年あまり経過している。

登録しても、協力依頼がないことから、新たな登録がすくなく、やめるひともいる。

2 課題

剣道授業を実施している中学校が少ない。

現状は、剣道授業を実施している学校からの口コミに頼っている。

積極的な宣伝が必要ではないか？

3 各都道府県における「中学校部活動の地域展開」の進捗状況

進んでいないのが現状

以上

10：35～10：45	質疑応答	全員
-------------	------	----

広島県の入井先生から報告があった。

中学校から剣道を始めた生徒の大会を実施している。近隣、中国、四国地方、京都からの参加もあり、350名ほどの参加があった。今年で、3回目とのこと。審判員は謝礼無しで、取り組みに共感した60名ほどが集まった。応援も拍手のみではなく、声援もOKということであった。

相模原市のたまご、ひよこの大会とよく似ている。

10：45～10：55	閉講式・挨拶	真砂会長
-------------	--------	------

オリエンテーションを終えて

今回、オリエンテーションに参加させて頂いき、ありがとうございました。色々気づきがありました。構え、面打ちの導入など実施しました。その効果を感じることができました。

また、他府県の先生方とも色々話をさせて頂く機会がありました。特に、今回、同室であったのが、千葉の大目先生で、夕食後に、八段の先生を数時間に渡り独り占めできるという幸運にも恵まれました。ご迷惑かと思いましたが、色々教えて頂くことが出来ました。

なお、宿題があります。資料5-1アンケートです。取り扱いの指示を頂ければと思います。文中にも書きましたが、順番を考えると、来年か再来年に神奈川県に公開授業の要請が来ると考えられます。

また、もう一人の講師の、葛西智明先生の資料も預かってきました。内容は冊子で、感動授業の展開、少年少女武道指導 武道、少年少女武道指導書 剣道 です。

よろしく願いいたします。

以上

資料6

中学校部活動の地域展開について

1

地域移行に関する国の動向について

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ 概要①

1. 改革の理念及び基本的な考え方

※下記の内容は、公立中学校等の生徒を主な対象としたもの

(1) 改革の理念

- 急激な少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実**するのが改革の主目的。
※改革を実現するための手法を考える際には、**学校における働き方改革の推進を図ることや良質な指導等を実現すること**についても考慮。
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、**地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かに幅広い活動機会を保障**。
- スポーツ基本法、文化芸術基本法で、地方公共団体による「地方スポーツ推進計画」、「地方文化芸術推進基本計画」の策定が努力義務とされていることも踏まえ、各地域においてスポーツ・文化芸術施策を総合的に推進する中で、**部活動改革も計画的に進められることを期待**。

(2) 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、**学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出**することが重要。
<新たな価値の例>
生徒のニーズに応じた多種多様な体験（1つの競技種目等に専念しないマルチスポーツや、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む）、生徒の個性・得意分野等の尊重、学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流、適切な指導者による良質な指導、学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得る。地域の実情等にあつた望ましい在り方を見出していくことが重要。
- 民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、**国として、地域クラブ活動の定義・要件や認定方法等を示した上で、地方公共団体において認定を行う仕組みを構築**していく必要。

(3) 地域全体で連携して行う取組の名称（「地域移行」の名称変更等）

- 上記の理念や地域クラブ活動の在り方等をより的確に表すため、「**地域移行**」という名称は、「**地域展開**」に変更。
【コンセプト】①学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく。+ ②新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とする。
※学校部活動から地域クラブ活動に転換した場合であっても、地域クラブ活動の実施に当たって、学校施設の活用等、学校との連携は図る必要。

(4) 改革を進めるに当たっての基本的な考え方

- 上記の理念等を幅広い関係者で共有しながら地域展開等に取り組むこと。 ● 具体的手法は地域の実情等に応じた多様な選択肢を認めること。
- 活動の場を増やすだけでなく、活動内容の質的向上も図ること。 ● 対面とデジタルを適切に組み合わせるなど新たな手段も最大限活用すること。
- 受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を検討し、**国・都道府県・市区町村が支え合いながら適切な支援を行うこと**。
- 障害のある子供や運動が苦手な子供等を含め、**多様な子供が希望に応じて安心して活動に参加できる環境を整備**することが重要であること。
- 地方公共団体等において、**地域クラブ活動に関する情報を整理・集約し、学校と連携して、生徒・保護者にきめ細かな情報提供等を行うこと**。1

2

部活動地域展開の方向性

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ 概要②

2. 改革推進期間の成果と課題

- 令和5年度から「改革推進期間」がスタートし、国の実証事業等を通じて、地方公共団体による取組が着実に進捗。既に休日の地域展開を進めている地方公共団体等も存在しており、今後も更に改革が浸透していく見込み。
- 地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた運営形態のモデルや指導者確保等の課題の解決に向けた方策等も見出されている。
- 他方、改革途上にある地方公共団体等も多い。これまでの改革の歩みを止めず、より一層の改革を進めていくことが必要。そのために、国において実証事業等の成果と課題の整理・分析を行い、課題の解決方策等も明らかにし、広く普及していくことが重要。

3. 今後の改革の方向性

- 地方公共団体が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等にあつた望ましい在り方を見出し、改革の方針を決定することが重要（生徒・保護者等への丁寧な説明も必要）。
※休日の地域展開とともに、平日の地域展開もあわせて、できることから取り組むことなどもあり得る。

改革の進め方	<p>・休日については、次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。</p> <p>※地域の実情等を踏まえつつ、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい。</p> <p>※中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開に困難が伴う場合等には、国としても、きめ細かなサポートを通じて地域展開を後押し。それでも地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を適切に実施。</p> <p>・平日については、各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。まずは、国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を進める。</p>
次期改革期間	<p>「改革実行期間」（前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度）</p> <p>※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手。</p> <p>※平日の改革については、前期において活動の在り方や課題への対応策等の検証を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を定め、更なる改革を推進。</p>
費用負担の在り方等	<p>・地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要（公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要）。</p> <p>※受益者負担の水準については、国において金額の目安等を示すことを検討する必要。</p> <p>・企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングをはじめとした寄附等の活用等、新たな財源の確保も有効に組み合わせていくことが重要。</p> <p>・家庭の経済格差が生徒の体験格差につながるものがないよう、経済的に困難な世帯の生徒への支援については確実に措置を行う必要。</p> <p>・部活動指導員の配置について、次期改革期間においても一定の範囲で支援を行っていく必要。</p>

3

部活動の展開等に関する課題の整理とスケジュール



4

地域移行(展開)好事例

①資料6-1

- ・会津若松市における取り組みについて
会津若松市教育委員会 教育長 寺木誠伸先生

②資料6-2

- ・学校部活動と地域連携による地域活動の違い対比表(P2資料1)
- ・剣道連盟の地域移行(展開)取り組みについて
明石市剣道連盟 副会長兼地域移行部副部長 村崎和幸先生
(明石市教育委員会学校教育課部活動改革コーディネーター兼任)

③資料6-3

- ・石川県の取り組みについて 小松市立芦城中学校校長 岩脇先生

5

資料6-3

石川県小松市の実践

6

小松市の概要

- 人口 105,896人（令和7年7月1日現在）
- 中学校数 10校（中学校9校、義務教育学校1校）

- 剣道部数 4校
- 部員数 男子38名 女子16名（令和7年4月現在）

- 地域展開 令和4年度から市のモデル競技として先行実施
 - ・市、市教育委員会、市剣道協会の三者が連携

7

小松市の地域展開

- 「受け皿」小松桜木剣正会（剣道教室）
 - ・指導者：14名（18～59歳、2段～教士8段）
 - ・活動日：平日火、水、金曜日（夜）と土曜日（午前） ※ 常時4～5名

- 小松桜木剣正会への入会を条件とせず、小松市の剣道部に所属している生徒全員を対象に合同稽古を開催

- 原則土曜日の午前中に、月2、3回のペースで実施

8

小松市の地域展開

○内容

- ・習熟度別グループに分けた「力量」「目的」に応じた指導
- ・正しい基礎基本の習得（主体的・対話的で深い学び）
- ・昇段審査合格へ向けた指導
 - * 段位取得だけをねらいとするのではなく、剣道をグローバル社会でのコミュニケーションツールとして活用できるようにする → キャリア形成につなげる

○土台となるもの

- ・昭和50年代より続く市協会の稽古会
 - * 「小松市の子どもたちを小松市の指導者で育てる」方針
 - 学校の垣根を越えて稽古することが当たり前

武道指導の現状と課題・対策

— 中学校部活動の地域移行について

第3回

会津若松市における取組について

会津若松市教育委員会 教育長 寺木 誠伸

私自身、小学校時代から剣道に親しみ、現在も回数的にはお恥ずかしい程度であるが稽古をいただくことができています。長年にわたり剣道に心身を支えてもらっている立場として、このたび、月刊「武道」誌に、福島県会津若松市における中学校部活動地域移行の取組について寄稿させていただけることをとてもうれしく誇りに思う。

本市では中学校の休日の部活動を、教員に代わって、専門的技術や経験をもつ地域の指導者が運営する「地域移行」を、令和元年度から全国に先駆けて開始しており、その出発点は福島県剣道連盟若松支部の全面的な協力による「剣道部週末合同練習会」であった。



会津若松市における概要と現状

●目的は部活動文化をなくさないこと

部活動は中学校にとつて生徒指導面を含めてとても重要な教育活動であり、その活動を通して、目標に向かって仲間と心を合わせ頑張りぬく気持ちや、相手を尊重する気持ちなどを育てることができる。本市においては、少子化などにより各校において部活動数の削減が進み、生徒が望んでも希望する部活動がない状況の学校が増えている。その対策として、部員がたった一人でも学校の部活動として存続し、週末にはその競技種目本来の魅力を味わえるように、多くの学校の生徒が集まって合同で活動することを地域移行の基本としている。

●組織と指導者

部活動の指導は、平日は今まで通り教員が行い、週末は地域の複数の指導者による合同練習会を実施している。合同練習会においては、複数の指導者が担当することにより、能力別・経験別の「個に応じた丁寧な指導」が可能となっている。距離的な問題から合同練習会に参加することが困難な遠隔地の学校については、総合型地域スポーツクラブや地区体育連盟、NPO法人の協力の下、地域ごとの指導者による週末の部活動を行っており、地域の指導者と生徒たちの人間関係も徐々に構築されてきている。なお、平日は教員の指導を堅持する理由としては、日中のほとん

どを共に過ごす教員と生徒の関係の中で、授業のみで生徒の姿を見るだけでなく、放課後に部活動で真剣に汗を流す生徒の姿を教員が見ることは、頑張っている生徒にとってうれしいだけではなく、教員の生徒理解能力を高める上でも、とても重要であると認識するからである。

●費用負担

本市における週末の部活動の地域移行は、あくまでも平日の部活動の延長であり、部活動を週末に合同で実施するものである。本来、部活動の指導は、教員が勤務として担っているものであり当然無料であるため、週末の部活動においてのみ保護者負担にすることは本市の活動の主旨にそぐわない。また、保護者負担になれば、週末は部活動に参加しないという生徒が増えることも懸念されるため、週末の地域指導者への指導料（謝金）は公費で予算付けをしている。

●全員加入の原則

部活動に係る協議を進める際には「生徒の自主的な参加」という言葉をよく耳にするが、生徒の誰もが入学時から部活動に積極的に取り組みたいわけではなく、全員加入の原則の下、入部して活動を重ねていく中で部活動から多くのことを学んでいく。「自主的な参加」の考え方が進めば進むほど、週末の部活動は参加しなくてよいという家庭も増えてくると思うが、「部活動を通して身につけること」を無視してよいのか、我々、大人社会が次代を生きる子どもをどう育てるか、しっかりした方針をもたなければ

ならないと思う。目の前の子どもたちは、20年後、30年後の社会を担うのである。

●令和6年度現在の参加状況

週末の部活動をそれぞれの競技ごとに行う「あいづっこスポーツ教室」の合同練習会については、令和6年9月の段階で、市スポーツ協会加盟団体等から推薦された251名の地域指導者の協力を得て、市中学校体育連盟に登録している14種目（特設相撲部・スキー部以外の全種目）において、全部員数の98・7%が加入して実践が進められている。また、週末の部活動を文化団体と行う「あいづっこ文化教室」では、令和5年度から吹奏楽、6年度から合唱において地域の指導者による合同練習会が始まっている。

●令和8年度から完全実施

令和8年度からは週末の部活動を完全な地域移行とする予定であり、各学校単独での週末の部活動は①遠隔地での活動、②週末に行われる各種大会に学校として出場する場合など以外には行わない予定である。完全実施が先延ばしになれば、教育委員会が事前に説明した内容との食い違いが生じ、短い準備期間の中で懸命に準備・協力をいただいている地域指導者の熱い思いを裏切ることになる。

なお、令和8年度からは、週末の指導を希望する教員は、本市の運動部各種目、文化部（吹奏楽部、合唱部）の各名称である「あいづっこ〇〇教室」の指導者の一人として指導を手伝うことになる。

会津若松市における中学校部活動（武道）の現状

●剣道

剣道は特に、各道場やスポーツ少年団の加入者数が激減している状況から、地域移行の趣旨に真つ先に賛同し、実践を開始した。現在、「あいづっこ剣道教室」では、20名の地域指導者（うち教員4名）と部活動のある6校65名の生徒が活動している。各校剣道部顧問に対するアンケート結果によると、剣道の経験がない顧問からは、「連盟の先生方に専門的な指導をいただける機会が確保されていることが、生徒にとっても顧問としてもありがたい」「あいづっこ剣道教室を通して、他校の生徒とも交流が生まれ、互いを尊重し、高め合う雰囲気にもつながっている」などの感想が寄せられている。なお、中学校から剣道を始めた生徒たちが剣道昇級昇段審査にチャレンジする割合が一気に高まったとの報告もあげられている。

●なぎなた

本市は、なぎなたが盛んであり、全国規模の大会でも例年活躍をしているが、その原点は、地域の指導者による指導組織が確立しており、小学校低学年から高校生までがスポーツ少年団員とそのOB、OGとして一緒に練習をする体制が整っていることにある。つまり、以前から部活動の地域移行の体制が整っている競技

武道指導の現状と課題・対策

—中学校部活動の地域移行について

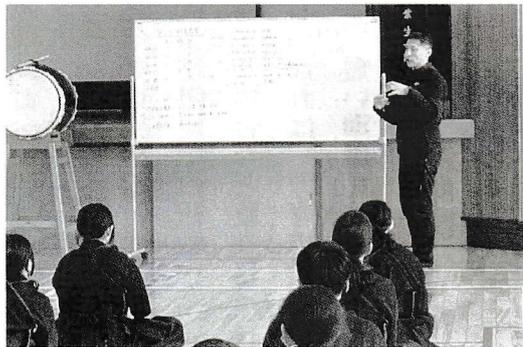
剣道



昇段審査・基礎



指導者による素振りの指導



ホワイトボードでめあてを確認

なのである。そのため市としては、スポーツ少年団として現状維持で構わないという考えであったが、本市なきなた連盟の「市の事業に歩調を合わせる」という協力的な姿勢により、その中学生部門

なきなた



ペアになって打ち返しの練習



指導者が模範を示す



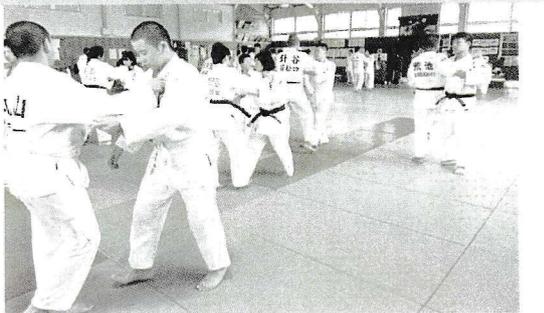
全員で素振りの練習

を「あいづつこなきなた教室」という形で他の競技と同じ体制で実践を進めてもらっている。本市の4校になきなた部があり、4校すべてが合同練習会で活動している。

武道指導の現状と課題・対策

—中学校部活動の地域移行について

柔道



高校生と一緒に立ち技の稽古「移動打ち込み」



地域の指導者による指導



高校生と一緒に立ち技の稽古「足さばき」

◎柔道

本市において柔道部を設置している中学校はわずか2校、生徒数は17名であり、地域の指導者から「中学生のみでの合同練習では効果が低いのでは」との意見も出された。本市の武道の特徴として、高校の指導者と地域の指導者との関係が密接であるという大きなメリットがあることから、本年度は、高校を会

場として、高校生たちとの合同練習会を実施している。かつて各道場がにぎわっていた頃の雰囲気は漂い、技の習得のみならず、現代社会において希薄になってきている先輩を敬う態度や、後輩を大切に育てようとする姿が見られるようになってきている。

今後への思い

5年前のスタート時には、単独校としての練習の必要性をかくなく主張し、合同練習会には加わらなかった部活動の顧問たちも、部活動の維持のための本制度の価値を理解し、現体制まで推進することができた。令和8年度の休日における部活動の地域への完全実施に向けて、会場や指導者の確保等さまざまな課題があり、一歩前に進めば次の壁が立ち上がるのはあるが、最も大切に行っていることは、将来の社会の担い手である「目の前の子どもたちのための部活動の維持・充実」という大義に誇りをもって取り組むことである。幸いにも本市においては市長をはじめ、市当局の理解による①指導料の公費負担、②学校担当として学校教育課、地域団体担当としてのスポーツ推進課が両輪で取り組む体制が整っている。このことを土台とし、令和8年度に向けて邁進したい。

最後になりますが、他市、他県からの視察等も増えております。ご希望等があれば遠慮なくご連絡ください。週末であれば、実際の合同練習等をご覧いただくことも可能です。

兵庫県明石市

剣道連盟の地域移行(展開)取り組み

明石市剣道連盟 副会長兼地域移行部副部長

村 崎 和 幸

令和7年1月20日

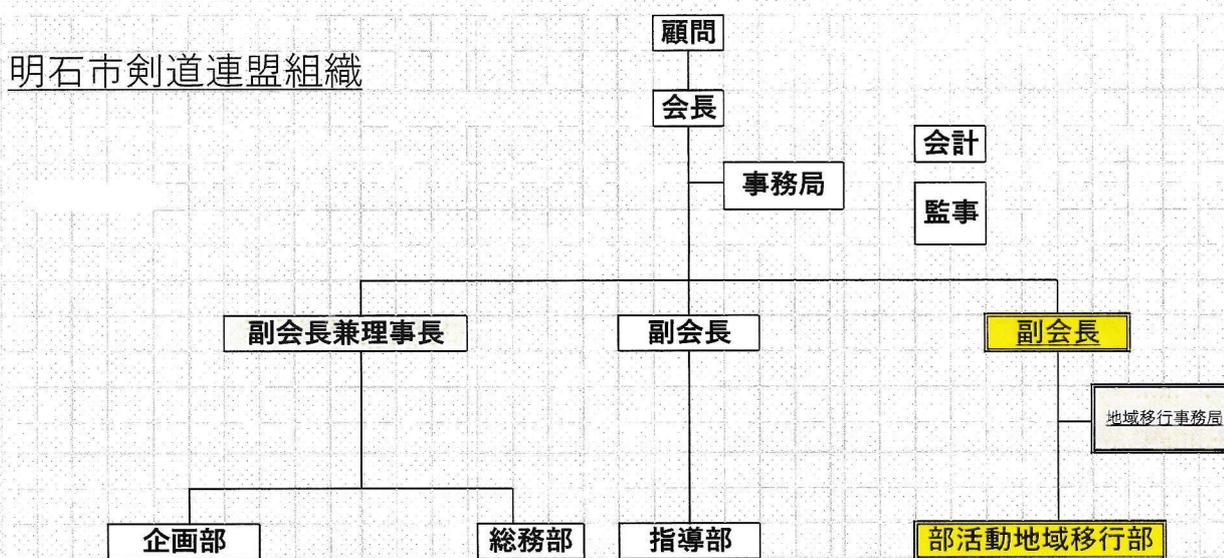
経歴

- 村崎和幸 64歳
- 元兵庫県明石市公立中学校校長（～令和3）
- 現明石市教育委員会 学校教育課 部活動改革コーディネータ（令和4年～現在）
- 前兵庫県中学校体育連盟会長（令和元年～2年）
- 現兵庫県剣道連盟常務理事
- 現兵庫県学校剣道連盟副会長
- 剣道教士八段（令和6年8月昇段）

モデル実施に向けて 明石市剣道連盟の ゼロからの取組スタート

- 1 剣道連盟内にプロジェクトチームの立ち上げ
(メンバー：会長1 副会長2 副会長兼理事長1 理事1 学校関係者2 計7)
- 2 休日地域クラブ活動の実施に向けた連盟加盟団体説明会開催
- 3 指導者確保、資格取得について訪問説明会の実施
- 4 休日地域クラブ活動の指導者育成事業の実施
- 5 剣道連盟実務者会議の実施（実施までに10回開催する）
- 6 集合型合同練習の体育館確保と練習内容の検討

剣道連盟組織図 部活動地域移行部創設（R6～）



モデル事業に向けての剣道連盟 実務者会議内容

- 1) 連盟内事務担当者の仕事内容の確認
- 2) 地域移行モデル周知の方法
- 3) 剣道部保護者説明会について
- 4) 生徒の休日部活動参加説明について
- 5) モデル実施校と明石市剣道連盟との取り決め事について
- 6) 生徒間トラブル対応について
- 7) 指導者関連について
- 8) 指導者と生徒コミュニケーションについて
- 9) 検証計画

部活動と地域スポーツ活動の違いすみわけ (資料1)

区分	学校部活動	地域スポーツ活動(地域部活動)
1 運営主体	学校	総合型スポーツクラブ、単一スポーツクラブ、スポーツ少年団、民間スポーツクラブ、連盟、協会など
2 対象者	自校の生徒	原則として中校区の中学生。発展していけば、小学生の活動もあり。
3 主な指導者	教職員+委嘱された外部指導者)、部活動指導員(単独指導可)	総合型スポーツクラブ所属の指導者、地域の指導者、保護者指導者、退職教職員、企業スポーツクラブ所属指導者、外部指導者、兼職兼業許可得た教職員、※上記はすべて地域部活動指導者として指導する者。
4 活動日	活動方針に則った活動日(平日4日、土日どちらか1日活動日とする。)	休日が基本(土日や祝日、場合によれば長期休業日もあり)
5 活動場所	主に学校施設	学校施設、公共施設、民間スポーツ施設等が考えられる。
6 活動時間	平日2時間程度 休日3時間程度	左記に同じ。
7 運営費、活動費	クラブ振興会より運営費、部費(個人負担)、保護者会費(個人負担)	基本は受益者負担、当初は行政の補助金必須。
8 保険加入	独立行政法人 日本スポーツ振興センター 460円	公益財団法人スポーツ安全協会の保険800円。
9 責任	学校	運営主体団体(教育委員会、体育協会、連盟、協会、民間スポーツクラブなど)
10 大会参加	中体連主催大会 その他連盟、協会主催大会等	令和5年度より中体連加盟すれば、中体連主催大会に出場可能。事前に申請、承認を。
11 指導者の報酬	学校指導者(顧問)特殊勤務手当 部活動指導員は市町より報酬あり(会計年度職員) 外部指導者なしの場合多し(ボランティア指導)	運営主体が報酬を支払う。国の平均報酬は、1H¥1,600程度。
12 指導者の資格	学校指導者は資格なし(教員免許のみ)部活指導員、外部指導者は、市町規定による。	運営主体が決定権あり。JSPO公認資格等を所持していることが認められることあり。教員免許所持していれば、スタートコーチ取得可能。
13 指導者の保険加入	教員は公務災害あり。部活動指導員、外部指導者は市町規定により加入済。	運営主体団体が加入か個人で大手損保に加入など。

申し込み・登録書・ガイドライン等 (資料2)

- 1) 休日地域クラブ入会申込書
- 2) 指導者登録書
- 3) 明石市剣道連盟 地域クラブ 指導者宣誓書
- 4) 指導者の方へお願い 指導の心得
- 5) 休日地域クラブ活動の指導ガイドライン
- 6) 顧問⇄地域指導者 連絡カード
- 7) 休日地域クラブ活動 報告書
- 8) チラシ
- 9) 指導者研修会
- 10) 公立中学校体育館使用願い
- 11) 事務局役割関連図
- 12) 平日と休日のすみわけ
- 13) 剣道少年団体 中学校部活動の地域連携についてのアンケート
- 14) 集合型合同練習 生徒保護者チラシ
- 15) 小学生参加チラシ

セキュリティー関係マニュアル (資料3)

- 1) 休日地域クラブ活動モデル事業学校施設 体育館開閉鍵の受け渡しについて
- 2) 休日地域クラブ活動時の緊急対応マニュアル【事故発生】
- 3) 休日地域クラブ部活動時の対応マニュアル【生徒間トラブル】
- 4) 傷害保険の加入について
- 5) 学校施設 物品破損・紛失報告書
- 6) 物品借用申請書

明石市のモデル実施**集合型**と**派遣型**

• **集合型**とは

- 剣道連盟主催で合同練習を実施（10校）

• **派遣型**とは

- 剣道連盟が派遣する地域・民間指導者が指導（2校）

集合型合同練習の概要

- 回数⇒年間12回実施（市内剣道部設置数10校 参加校10校）
- 場所⇒市立体育館4回 学校体育館8回
- 指導者⇒剣道連盟より派遣（剣連役員等、、校長OB、教員OB、刑務官OB、現警察官、現刑務官、会社員、大学院生）
- また、指導者にアスリートをゲスト指導者として招聘
- 参加費⇒なし、保険代は市が負担
- 指導者手当⇒ 1h¥1600（交通費一律880）
- サポーター多数あり 保護者、高校生、大学生、看護師
- 連絡ツール⇒ 部活アプリ（アスフィールド株式会社）
- 第5回より小学校5,6年参加
- 第8回は市内高校生剣道部3校参加

派遣型合同練習の概要（2校に配置）

- 回数は月2回～3回 年間35回実施予定
- 場所は学校武道場
- 指導者は、剣道連盟より派遣（校長OB、現警察官、現刑務官、会社員、大学院生）1校 2名～3名
- 参加費なし、保険代は市が負担
- 指導者への手当 1h¥1600（交通費一律880）
- サポーター保護者、高校生
- 連絡ツール アプリ
- 小学校参加可（近隣地区の小学生の初心者参加あり）

集合型合同練習会・派遣型練習中間報告（資料4）

※集合型練習

1回	6月 8日	（土）	明石中央体育会館第一
2回	7月31日	（水）	明石中央体育会館第二
3回	8月 8日	（木）	明石中央体育会館第二
4回	9月 8日	（日）	大久保中学校体育館、武道館
5回	10月27日	（日）	大久保中学校体育館、武道館
6回	11月10日	（日）	衣川中学校体育館、武道館
7回	11月30日	（土）	衣川中学校体育館、武道館

※派遣型練習

明石市立衣川中学校 6月～10月報告

明石市立魚住中学校 6月～10月報告

見えてきたこと いろいろな課題に向き合ってきたが・・・

• 事務局

- 事務局が通常業務も煩雑のため、地域移行に特化した事務局員増員が必要。
- 特に事務局は指導者の出退勤管理や謝金や交通費の算出に手間がかかる。

• 集合型

- 参加については任意にしているため欠席の生徒も多い。塾や習い事に行っている。
- 開催場所が遠距離の場合は、親の送迎がほとんど、公共交通機関の使用は少ない。
- 親が車を出せなければ、参加者が少なくなる傾向がある。

• 派遣型

- 学校施設を使用するため、施設使用の際の取り決めが必要、また、教職員の理解が必要。

• その他

- 実施してきて見えてきた課題は、その都度、教育委員会と協議し解決を図ってきた。

来年度の構想

市内剣道部設置校10校

1 派遣型：2校から5校へ

2 合同型: 2校合同を1つ

3 集合型：全中学校

実施回数

- (1) 派遣型、合同型：月3回～4回（開始は4月）
- (2) 集合型：月1回（開始は9月 年7回）
全体集合2回 西部、東部のエリア別5回

- 以上で終わります。
- ご清聴ありがとうございました。



明石市剣道連盟 顧問、会長、副会長、理事長、地域移行部長

資料(1)

学校部活動と地域連携による地域活動の違い対比表

	区分	学校部活動	地域スポーツ団体活動(地域部活動)
1	運営主体	学校	総合型スポーツクラブ、単一スポーツクラブ、スポーツ少年団、民間スポーツクラブ、連盟、協会など>
2	対象者	自校の生徒	原則として中校区の中学生。発展していけば、小学生の活動もあり。
3	主な指導者	教職員+委嘱された外部指導者)、部活動指導員(単独指導可)	総合型スポーツクラブ所属の指導者、地域の指導者、保護者指導者、退職教職員、企業スポーツクラブ所属指導者、外部指導者、兼職兼業許可得た教職員、※上記はすべて地域部活動指導者として指導する者。
4	活動日	活動方針に則った活動日(平日4日、土日どちらか1日活動日とする。)	休日が基本(土日や祝日、場合によれば長期休業日もあり)
5	活動場所	主に学校施設	学校施設、公共施設、民間スポーツ施設等が考えられる。
6	活動時間	平日2時間程度 休日3時間程度	左記に同じ。
7	運営費、活動費	クラブ振興会より運営費、部費(個人負担)、保護者会費(個人負担)	基本は受益者負担、当初は行政の補助金必須。
8	保険加入	独立行政法人 日本スポーツ振興センター 460円	公益財団法人スポーツ安全協会の保険800円。
9	責任	学校	運営主体団体(教育委員会、体育協会、連盟、協会、民間スポーツクラブなど)
10	大会参加	中体連主催大会 その他連盟、協会主催大会等	令和5年度より中体連加盟すれば、中体連主催大会に出場可能。事前に申請、承認を。
11	指導者の報酬	学校指導者(顧問)特殊勤務手当部活動指導員は市町より報酬あり(会計年度職員)外部指導者なしの場合多し(ボランティア指導)	運営主体が報酬を支払う。国の平均報酬は、1H¥1,600程度。
12	指導者の資格	学校指導者は資格なし(教員免許のみ)部活指導員、外部指導者は、市町規定による。	運営主体が決定権あり。JSPO公認資格等を所持していることが認められることあり。教員免許所持していれば、スタートコーチ取得可能。
13	指導者の保険加入	教員は公務災害あり。部活動指導員、外部指導者は市町規定により加入済。	運営主体団体が加入か個人で大手損保に加入など。